

労働条件通知書(参考)

令和8年4月1日

〇〇 〇〇 様

小布施町教育委員会

小布施町会計年度任用職員(パートタイム)に次の条件で任用しますので通知します。

任期	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日 ※ 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により、採用後1カ月(採用後1カ月の勤務日が15日に満たない場合は、その日数が15日に達する日まで)は条件付採用となります。 1 再度の任用の有無 職務成績や能力実証等の結果、再度の任用をする場合があります。なお、公募によらない再度の任用は、原則連続5年が限度となります。その後も任用を希望する場合は、公募への応募及び選考が必要となります。 2 再度の任用の判断の基準 勤務成績・態度、予算措置等により判断します。
勤務場所	児童クラブ
業務内容	補助員
勤務時間、 休憩時間	勤務時間 午前8時～午後7時 休憩時間 60分 ただし、勤務時間は1日7時間30分以内とし、1週間当たり20時間以内とする ※ 上記以外で勤務時間を割振る場合の勤務時間及び休憩時間は、別途所属長が指定します。
休日(又は 勤務日)	教育委員会が指定した日(20日以内/月)
休暇・休業	1 年次有給休暇 7日(ただし、前年度からの繰り越し日数除く。) 2 有給休暇(勤務日数・時間により取得可能な休暇が異なります。) ①裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等へ出頭する場合、 ②選挙権その他公民としての権利の行使、 ③地震、水害、火災等の災害により勤務しないことが相当であると認められるとき、 ④地震、水害、火災等の災害又は交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合、 ⑤地震、水害、火災等の災害又は交通機関の事故等により退勤途上における身体の危険を回避する場合、 ⑥忌引、⑦結婚、⑧妊娠中の職員の休息・補食、⑨感染症予防のための入院等、 ⑩夏季休暇 2日、⑪公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病のため療養する必要がある場合、 ⑫負傷又は疾病のため療養する必要がある場合、⑬不妊治療のための通院、 ⑭産前産後休暇、⑮配偶者出産休暇、⑯配偶者の出産に伴う子の養育休暇、 ⑰満1歳に達しない子を育てる場合の育児時間、 ⑱満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の看護、 ⑲家族の短期介護、⑳骨髄等ドナー

	3 無給休暇（勤務日数・時間により取得可能な休暇が異なります。） ①家族の介護休暇、②介護時間、③生理休暇、 ④女子の非常勤職員が母子保健法の規定による保険指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと求められる場合、 ⑤妊娠中又は分娩後の職員の健康診査及び保健指導、⑥妊娠中の職員の通勤緩和 ※ 詳細は小布施町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び小布施町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程によります。 4 育児休業（子の1歳の誕生日の前日まで）、部分休業
報酬	1 報酬 時給 1,200円 2 諸手当 期末手当 ※1、2の条件により支給します。 ※1 期末手当は、任期が6カ月を超え、かつ、週15.5時間以上勤務する者を支給対象とし、年2回（6月30日と12月15日（当該日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、その日の直前のこれらに該当しない日））に支給します。 ※2 支給月の前6カ月の勤務時間が週平均15.5時間を下回った場合は、支給となりません。 3 通勤費用 日額 300円 4 正規の勤務時間外、休日又は深夜勤務に対して支払われる割増報酬率 正規の勤務時間外（1日7時間45分を超えた勤務）：25%、週休日：35%、 深夜（22:00～5:00）：50% 5 締切日 毎月月末 6 支払日 翌月15日（15日が日曜日、土曜日又は休日の場合は、その日の直前のこれらに該当しない日） 7 給与の支払方法 指定の本人口座へ振込 8 退職手当 無 9 昇給 無
退職	1 任期が満了した場合 2 免職の場合（職務遂行上支障があると認められる場合等※） ※ 地方公務員法第28条第1項各号又は第29条第1項各号に該当すると任命権者が認める場合 3 自己都合の場合（あらかじめ所属長へ退職の意向を示した上で、退職願を提出してください。） 4 条件付採用期間終了時に正式採用しない旨の決定をした場合
社会保険に関する事項	1 社会保険の加入状況 （無） 2 雇用保険の加入状況 （無） 3 災害補償の加入状況 （労働者災害補償保険制度）
その他	1 地方公務員には、法律により次に掲げる服務上の義務が課されます。義務に反した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。なお、非違行為等（飲酒運転、逮捕事案等）を起こした場合は、事案の概要等を公表します。 ①服務の宣誓、②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、 ③信用失墜行為の禁止、④秘密を守る義務、⑤職務に専念する義務、 ⑥政治的行為の制限、⑦争議行為等の禁止 2 営利企業への従事する場合は、原則として総務課へ届け出が必要です。

※以上のほかは、小布施町の条例、規則等の定めるところによります。

通勤費用 日額（参考）

距離区分 （片道）	5 km 未満	5 km 以上 10km 未満	10km 以上 15km 未満	15km 以上 20km 未満	20km 以上 25km 未満	25km 以上 30km 未満
手当額	100 円	200 円	300 円	500 円	600 円	800 円